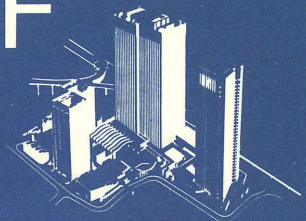


THE ROTARY CLUB OF TOKYO NEW-SOUTH WEEKLY REPORT

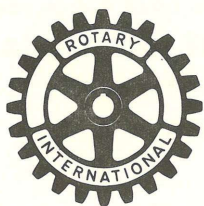


東京新南ロータリークラブ週報

April 14, 1989 No. 124

今年度のターゲット

(ロイス・アビー '88~'89 年度 RI 会長)



ロータリーに活力を—
あなたの活力を

PUT LIFE INTO ROTARY-
YOUR LIFE

特 集 号

東京新南ロータリークラブ

第 5 回 クラブ協議会報告

〔日 時〕 1989 年 4 月 7 日 (金) 13:00~15:00

〔場 所〕 東京全日空ホテル 地階 八雲の間

〔テーマ〕 規定審議会決議内容について

黒澤 張三パストガバナー (東京南 RC) を
お迎えして

〔出席者〕 黒澤 張三パストガバナー、村川会長、田島前
会長、保科幹事、佐藤 (定) 次期会長、赤松、
安藤、青野、馬場、平井、入沢、石川、岩瀬、
勝山、河原、川鍋、小西、宮澤、宮本、永井、
二宮、斉藤、柴藤、四分一、鈴木、武下、
田中、渡邊、山田、山川、保森、吉田

当クラブ第 5 回クラブ協議会は、黒澤張三 275 地区代議員 (パストガバナー、東京南 RC) をお迎えして、「規定審議会内容について」をテーマに開催されました。

黒澤氏は、1989 年 1 月 23 日から 26 日までの 4 日間シンガポールで開かれた規定審議会に地区代議員として出席され、今回、採決された制定案と決議案の審議過程に立会われました。

ガバナー月信 3 月 10 日号に掲載された、黒澤張三氏による「'89 国際ロータリー規定審議会報告」より「規定審議会」とは、何かについて抜粋致しますと下記の通りです。

規定審議会はロータリーの立法機関であり、3 年に一回、理事会の指定の場所日時に開催され、各地区から一名の代議員が投票権を有する議員として参集します。

議案は前年 5 月 1 日までに各クラブ、地区大会及び RI 理事会より提案され、RI にて集計され、各クラブの幹事宛に開会の 120 日前までに届けられます。この議案は制定案と議決案とに別れ、制定案は定款、細則等の改定を要求するもので、決議案はその要のない、単に意見を表明するものです。

本会議では此の一件毎に提案者及び支持者の説明があり、続いて賛成、反対の論議が展開され、採決に移ります。重要案件については特に充分な時間をかけて論議がつくされるように配慮されておりました。

議案の採決は制定案の内、RI 定款の改正には 3 分の 2 の賛成により採択され、RI 細則とクラブ定款の改正及び決議案については、過半数の賛成で採択されます。

この審議会での採択された条項は各クラブ宛通報されます。これに対しクラブが不満であれば反対意見の表明をすることが出来ます。その反対数が規定以上 (全体の 10 パーセント) になれば、審議会での採択は無効となり次の国際大会 (韓国・ソウル) にて改めて採決がなされます。

これにより採決されますと、この案件は本年 7 月 1 日より有効となります。但し財務関係事項は来年 1 月 1 日まで効力を発生しないとのことです。人頭分担金値上げは次年度下半期より実施となります。

今回の審議会では制定案は 133 件、決議案は 46 件が提出されましたが、採決された制定案は、修正採決も含めて 31 件決議案は 10 件でした。

今回のクラブ協議会ではこの内、クラブに直接関係し、かつ重要と思われる 6 つの制定案と 1 つの決議案に的を絞り、その内容についての詳しい説明と質疑応答を中心に協議会が進められました。

I クラブ協議会で取り上げられた 6 つの制定案とその要旨

89-5 クラブが 1 ロータリー年度中、最高 2 回まで、例会を取り消すことを認める件

本提案は、特に理由を明記せずとも毎年 2 回例会を取り消す権限をクラブ理事会に与えようとするものである (手続要覧 223 ページ)。

89-23 ロータリー・クラブのない国へ旅行する会員の出席を免除する件

本提案は、ロータリー・クラブのない国に滞在中のロータリアンに2週間以上の旅行の場合に限り出席免除資格を拡大しようとするものである。

89-32 個人の活動に基づく職業分類を認める件

ロータリー・クラブの各会員は、独自に実業または専門職業に携わっている場合を除き雇主の職業を意味する職業分類を保持する。本提案の趣旨は、自営業以外のロータリアンの職業分類に、本人が雇主のために従事している仕事か、または、雇主の事業のいずれかを反映させるようにすることである。その結果として、ロータリアンの職業分類が、本人の所属する企業の主要な事業活動に比べて、本人の主要な事業活動を反映できるようになる(手続要覧 226 ページ)。

89-39 職業分類を失った会員をクラブにとどめておくことができるようにする件

本提案の趣旨は、自分の落度ではなく職業分類を失った人をクラブ理事会がパスト・サービス会員に選ぶのを認めることである。そうでなければ、パスト・サービス会員は、ロータリー・クラブに在籍中に現職から引退した人に限られることになる。その結果、新しい分野のパスト・サービス会員が創設される(手続要覧 180、225 ページ)。

89-54 男子のみをロータリー・クラブ会員とするという規定を削除する件

R.I. 定款によると、ロータリー・クラブは、クラブ会員としての資格条件を備えた男子によって構成される。さらに、正会員が、他の具体的資格条件のほかに、善良な成人男子であって、職業上良い世評を受けている者でなければ、いかなるクラブも国際ロータリーに加盟する資格はない。標準ロータリー・クラブ定款には、正会員を男子とすることについて関連規定がある。本制定案の趣旨は、本文に記載の通り、ロータリー・クラブの会員が男子であることに言及している箇所を削除することによって、国際ロータリー定款細則と標準ロータリー・クラブ定款を改正することである。結果として、クラブは、法律により義務づけられるにせよ、自由意思にせよ、男性と同じ基準で女性を入会させることができるようになる(手続要覧 171、172、174、179、180、198、223、224、231 ページ)。

89-89 クラブが国際ロータリーに支払う人頭分担金を増額する件

国際ロータリーに支払う人頭分担金は現在半期ごとに米貨 10 ドルである。各半期の前半に新会員となった人は、米貨 5 ドルの比例人頭分担金を支払う。本提案の結果として、半期ごとに支払う人頭分担金は米貨 14 ドル 50 セントになり、比例人頭分担金は米貨 7 ドル 25 セントになる(手続要覧 213 ページ)。

II クラブ協議会でとり上げられた決議案

89-145 「超私の奉仕」という標語を国際ロータリーの第1標語に定める件

「超私の奉仕」と「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」は、現在、国際ロータリーの同格の標語である。本提案は、「超私の奉仕」を第1標語として指定しようとするものであるが、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」も引き続きロータリーとクラブの公式標語として残すものである(手続要覧 163 ページ)。

◎会員寄稿

『婦人会員誕生の前後』

斉藤 茂之 君

(学)東放学園・理事長

僕は仕事の関係でサンフランシスコには度々いきます。郊外にあるウエスト・サンフランシスコRCに必ずメイクアップしますので、いつも心暖かく迎えてくれます。アメリカでは新しいことは必ずカリフォルニアから誕生すると言われています。ロータリー婦人会員も例外ではなかったわけです。

アメリカ最高裁の判決が下されたとき、偶然にもそのRCにおりました。法律関係の会員が全員にコピーを配り熱心に解説してました。すこし経って再訪問しましたら住宅販売の方がすでに全米三人目の婦人会員として登録されてました。以下いつも世話になる会員の話です。

或る日全員集合の電話があったそうです。何の事か分からず、皆が集まったそうです。旨い食べ物で、ワインもふんだんに出たそうです。元来陽気なアメリカ人です、酒が入れば前後の事なんかすっかり忘れ、度ぎついセックス・ジョークなんか飛ばしながら愉快地飲んだそうです。皆が沢山飲んで理性を無くしかけたころ、会長が立ちあがり、前会長が既に決めてあった事だが、前会長不在、今度婦人会員を入会させたい、全員賛成してほしいと発言したそうです。数週間あとで前会長は、新人婦人会員にお祝いのキスをしていたそうです。

会長＝村川 優 副会長＝沖 宏之 幹事＝保科 正 会報＝吉田用親
東京新南ロータリークラブ

〒107 東京都港区赤坂 2-22-19 南部坂アネックス 201 号 TEL. 03-505-5976 FAX. 03-505-6004